

東京航空局 次長 殿

大阪航空局 次長 殿

関東地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

(公 印 省 略)

空港土木施設維持修繕工事における週休2日交替制適用工事の試行について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の取得に要する工事費等の補正の一部改定について（試行）」（令和7年4月1日付け国空空技第1号）により、現場閉所の状況に応じて週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上を行っているところであるが、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」を下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、令和7年3月28日付け国空空技第596号通達は、本通達の適用をもって廃止する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休2日交替制

完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 対象期間

契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、会計年度毎に区分する。

対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいい、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ週休2日の対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 週休2日

完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をい

う。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

2. 適用

本通知の対象工事は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う空港請負工事積算基準を適用する空港土木施設維持修繕工事とする。なお、令和7年3月31日以前に入札公告等を行った又は契約済みの空港土木施設維持修繕工事は設計変更にて令和7年度から適用するものとする。

3. 積算方法等

（1）補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休2日適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.02

（2）補正方法

特記仕様書等において受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日交替制または月単位の週休2日交替制の取り組みについて協議することを明記するとともに、当初積算においては完全週休2日交替制または月単位の週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日交替制に満たないものは月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日交替制に満たないものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

<特記仕様書記載例>

第〇条 週休2日交替制適用試行工事

1. 本工事は、本工事に従事する技術者及び技能労働者が週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日交替制適用工事」の試行である。

2. 週休2日交替制の考え方は、下記のとおりである。

① 週休2日

完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

② 対象期間

契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、会計年度毎に区分する。

第1期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

第2期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

第3期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日

対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいい、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ週休2日の対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

③ 週休2日の達成判断

完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

3. 週休2日制に係る費用については、当初積算において完全週休2日交替制または月単位の週休2日交替制の達成を前提として下表に示す補正対象経費に補正係数を乗じるものとし、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日交替制に満たないものは月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日交替制に満たないものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

【完全週休2日適用工事】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 1. 0 3

【月単位の週休2日適用工事】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 1. 0 2